

グループホームの生活についてだいじなことを説明します (重要事項説明書)

1. 恵泉会グループホームを運営しているのは

社会福祉法人 恵泉会です。

登米市迫町佐沼字江合3-16-2にあります。

代表者は恵泉会の理事長です。電話番号は0220-22-1160です。

2. ホームのことについて

(1) あなたが生活するホームは、別に定めた恵泉会グループホームが管理するホーム一覧にあるホームとなります。住所や連絡先も一覧で確認できます。

管理している人は、恵泉会グループホームの管理者（施設長）です。

事務所の所在地は登米市中田町浅水字長谷山352-2です。

事務所の電話番号は0220-34-7901です。

ホームでのくらしを助ける場所は、恵泉会グループホームです。

(2) このホームは、あなたが、地域でふつうの生活ができるように、世話人があなたの力でできないところを助けたり、いっしょに生活する仲間たちとなかよくできるよう助ける場所です。あなたに困ったことができたり、わからないことがあったり、できないことがあったら世話人に話してください。

(3) このホームで、みなさんを助けるのは、世話人のほかに恵泉会グループホームの職員です。

① ホームには、ときどきみなさんのことを助けてくれるボランティアの人がきます。そのときは、あなたに知らせて許可をもらいます。

② ホームには、ときどき見学にくる人がいますので、そのときは、あなたに知らせて許可をもらいます。

(4) 世話人はみなさんの生活に合わせてホームでみなさんの暮らしをお手伝いします。世話人は次のような時間に合わせて仕事をします。（一般的 な例）

（例えば）朝 6:00～9:00（ごはん作り、掃除、洗濯、お見送りなど）

昼 10:00～11:00（日誌書き、おかず等の買い物など）

夜 16:00～19:00（ごはん作り、相談、お出迎えなど）

3. ホームの生活^{せいかつ}について

(1) あなたのへやのこと

- ①あなたのへやには、テレビやタンス、カーテン^{ぼうえん}（防災）、カーペット^{ぼうえん}、ベッド、エアコン、ゲーム機など、あなたの好き^すなものを置くことができます。
- ②あなたのプライバシー^{まも}を守るよう気^きをつけます。
- ③ほしいものやこわれて買い替^かえるときは、あなたのお金^{かね}で買^かってもらいます。
- ④お金など大事なものは世話^{せわ}人に預^{あず}けるか、鍵^{かぎ}のかかる所^{ところ}で管理^{かんり}してください。
- ⑤あなたのへやは、毎日^{まいにち}そうじをして、きれいにしておいてください。
- ⑥世話^{せわ}人やほかの人は、あなたにだまって、あなたのへやに入りません。

(2) 食^{しょく}事^じのこと

- ①世話^{せわ}人は、栄養^{えいよう}がかたよらないことや、あなたのからだのことに気^きをつかって食^{しょく}事^じをつくりします。
- ②あさごはんは、午前^{ごぜん}7時^じごろ食^たべられるようにします。つごうで早^{はや}く食^たべたいときは、世話^{せわ}人に言^いってください。
- ③おべんとうが必要な人^{ひと}には、世話^{せわ}人がつくりします。
- ④よるごはんは、午後^{ごご}6時^じごろ食^たべられるようにします。仕事^{しごと}や用事^{ようじ}でおそくなる人^{ひと}は、世話^{せわ}人に言^いってください。
- ⑤あなたの食^たべたいもの、あなたがきらいなものを世話^{せわ}人に言^いってください。ほかの人^{ひと}の食^たべたいもの、きらいなものを聞^きいて、できるだけみんなの食^たべたいものが食^たべられるように、考^{かんが}えていきます。
- ⑥あなたが、世話^{せわ}人と一^りっしょに、料^{りょう}理^りを作^{つく}ったり、料^{りょう}理^りをならべたり、あとかたづけをしていただけると、うれしく思^{おも}います。
- ⑦ときどき、外^{そと}へ食^{しょく}事^じに出^でかけることがあります。
- ⑧冷蔵^{れいぞうこ}庫^こに、あなたの飲^のみ物^{もの}などを入^いれる時^{とき}は、しるしをつけてください。
- ⑨ほかの人^{ひと}の食^たべものやホームのものを、かつてに飲^のんだり食^たべないでください。

(3) お風呂^{ふろ}のこと

- ①お風呂^{ふろ}は、決^きまった時^じ間^{かん}に入^いることができます。
- ②タオルはつけたあと、よくすすいで、しぼってからほしてください。
- ③からだや頭^{あたま}を洗^{あら}うのを助^{たす}けてほしいときは、職^{しょくいん}員^{せわ}や世話^{にん}人に言^いってください。

(4) はみがきや顔^{かお}を洗^{あら}うこと

①洗面所で、はみがきや顔を洗ってください。

②自分でできない人は、^{じぶん} ^{ひと} ^{しょくいん} ^{せわにん} ^{てつだ}
職 員や世話人が手伝います。

(5) ^き着るもののこと

①あなたが着るもの^きのことで、困^{こま}っていたら世^せ話^わ人^{にん}に言^いってください。

②あなたの着^きているものは、よごれたら洗^{せんたく}濯してください。

③洗濯機せんたくきのつかいかたがわからなかったら、世話人せわにんにいってください。

④自分で洗 濯できない人は、職 員や世話人が手伝います。

⑤あなたの着^きているものが、やぶれたり、古^{ふる}くなったりして着^きることができなくなったら、ダンスや押入^{おし入れ}にいれておかないで、世話人^{せわにん}に言^いって買^かってください。

(6) ^ね寝ること

①ふとんは、天気^{てんき}のよい日^ひにときどきほすようにしましょう。自分^{じぶん}でできない人^{ひと}は、職員^{しよくいん}や世話人^{せわにん}が手^て伝^{つだ}います。

②あつくなったり、寒^{さむ}くなったりしたら、ふとんをとりかえましょう。

③シーツやパジャマ、ねまきは、週^{しゅう}に一度は洗濯^{いちど せんたく}してください。自分でできな^{じぶん}
い人^{ひと}は、職^{しょくいん}員^{せわにん}や世話人^{てつだ}が手伝います。

④毎 日、 同 じ 時 間 に 寝 る よう に し て、 生 活 の リ ズ ム を だ い じ に し て く だ さ い。

⑤寝ているとき、からだの調子がおかしくなったら、緊急連絡先へ電話してください。

(7)からだのこと

①からだの調^{ちようし}子がわるくなったら、すぐに職^{しよくいん}員^{せわにん}や世話人^いに教えてください。

② 薬くすりをのんでいる人は、決められた時間ひときに、決められた分じかんきだけ、飲むようにしてください。

③ 薬くすりのことでわからないことは、職しよくいん員せわにんや世話人きに聞いてください。

④病 院へかよっている人は、お医者さんの言うことを守ってください。

⑤病 院へいたり、薬 をもらいに行ったりするとき、職 員や世話人が手伝います。

⑥あなたのことをよく知っているお医者さんがいれば、その人に相談することができます。

(8) いっしょに生活している人のこと

①ホームでいっしょに生活している人と、なかよくしてください。

②もし、いっしょに生活している人から、あなたがいやなことをされたら、職員や世話人に話してください。

③世話人がいないときに、いっしょに生活している人がケガをしたり、病気になるったら恵泉会グループホームや緊急連絡先へ電話してください。

(9) 自由な時間のすごしかた

①ばんごはんのあとや仕事が終わりの日は、あなたの好きなことをしてください。

②地域の行事などがあれば、あなたにお知らせします。

③ひとりで行けない人は世話人に言ってください。一緒に行く人をさがします。

④休日に楽しめることをみんなで考えて行います。

⑤ホーム皆さんの意見を聞き、外出等の企画を検討します。

(10) 買物などで外に出かけること

①あなたがひとりで出かけることができれば、世話人に行き先を言って出かけてください。出かけるときと帰ったときは、必ず事務所に電話してください。

②ひとりで出かけられない人は、職員や世話人に言ってください。いっしょに行く人をさがします。

③あなたが外へ出かけたとき、困ったことが起きたら、すぐにホームや緊急連絡先へ電話してください。

(11) 嗜好品について

①雑誌や本は、あなたが好きなものを自分のお金で買ってください。

②お酒やビールは、いっしょに生活している人が困らないように、たくさん飲みすぎないようにきをつけてください。

③タバコは火事になるといけないので、世話人の決めたところで吸うようにしましょう。

(12) お金のこと

①あなたが、自分でお金をしまっておくことが心配だったら、世話人に言ってください。大事にしまっておきますから、お金が必要になったら世話人に言ってください。

②ホームへ払うお金は、決められた日までに払ってください。

③あなたが自分のものを買うときは、自分のお金で払ってください。

④外で食事をしたときに、決められたお金より高いものを食べたときは、超え

ぶん はら
た分を払ってください。

⑤あなたの持っているお金より、高いものを買わないようにしましょう。他の人
からお金を借りたりすると、あとで返さなければなりません。

⑥自分がどれくらいお金をつかって、どれくらいのこっているかわかるように、
「こづかい帳」を書くようにするとよいと思います。世話人がお手伝いします。

⑦ホームの共同スペース、台所、トイレ、風呂、洗面所といったところでみんな
で使用する備品（食卓、食器棚、鍋釜、炊飯器、電子レンジ、電磁調理器、冷蔵庫、
ガス台、洗濯機、冷暖房器具、テレビ、防災カーペット、防災カーテン等）
が経年劣化等により、使用できなくなる事があります。

職員や世話人は、みなさんの共同生活に支障がきたさないよう修理代や新
しいものの購入代を皆さんに均等に負担依頼することがあります。その際は、
あなたと家族等に十分説明し了解のうえ、手続きをします。

(13) 仕事に出かけている人のこと

①ねぼうして遅刻したり、からだの調子がわるくて会社を休むときは、あなた
が自分で会社や作業所に連絡してください。

②自分で連絡することができなかつたら、職員や世話人に言ってください。

③会社で、いやなことがあつたら職員や世話人に話してください。

(14) 手紙や電話のこと

①あなたにきた手紙は、そのままあなたにわたします。

②あなたにかかってきた電話は、あなたが困ることになる電話（高い買物のさ
そいなど）でなければ、あなたにとりつぎます。

③ホームの電話は、皆でルールを決め利用してください。

④あなたに会いにきた人は、あなたが会いたいと言えば会ってもらいます。

(15) せんきょのことや役所のことなど

①せんきょのことで、役所からきたお知らせはあなたにわたします。

②あなたが、自分でせんきょに出かけることができれば、行ってください。

③せんきょに行きたいけれども、自分で行くことができない人は、世話人に言っ
てください。できるかぎりのことをします。

④役所や銀行などに自分で行くことができない人は、世話人に言ってください。

⑤あなたが、市役所にだす書類を書くことができなかったら、職員や世話人

てつだ
がお手伝いします。

(16) 火事や地震が起きたら

- ① ホームにいるとき、火事や地震が起きたら、あわてないで職員や世話人の言うとおりにしてください。
- ② 火事ときは、煙を吸わないようからだを低くして、早くホームの外へ逃げてください。
- ③ 地震ときは、ふとんをかぶったり、机の下へもぐったりして、地震がおわるのを待ちます。地震がおわってからホームの外へ出ます。
- ④ 外に出かけているときに地震にあったら、まわりの人に助けてもらってください。そのあとで、ホームへ連絡してください。
- ⑤ ホームでは、火事や地震が起きた場合を想定し訓練を実施します。
- ⑥ ホームでは、地区の町内会長、民生委員に火事や地震が起きたとき、助けてもらうようお願いしてあります。

4. 事故発生時の対応・協力医療機関について

- (1) あなたが事故等により怪我をした時、急に体調が悪くなったときは、あなたのことをよく知っているかかりつけ医に連絡して対応します。
- (2) ホームではかかりつけ医の他に、協力医療機関として、登米市立米谷病院とおおさか歯科医院にみなさんのことをお願いしてあります。
- (3) 体調が急変したときは、救急車を要請します。

いりようきかん 医療機関の名称	とめ しりつ まいやびよういん 登米市立米谷 病院	ない か 内 科
じゅう 住 所	*****	
でん 電 話 番 号	****-**-****	

いりようきかん 医療機関の名称	しか いいん おおさか歯科医院	し か 歯 科
じゅう 住 所	*****	
でん 電 話 番 号	****-**-****	

5. ホームに払うお金のこと（別紙で詳しく教えます）

(1) ホームでは 共同経費 として、別紙のホーム一覧のとおり、各ホームごとに決まった金額を毎月いただきます。内訳は、家賃、食費、電気・ガス・水道などの料 金で、毎月月末に精算してあまったお金をあなたの通帳へもどします。

(2) 訓練等給付費サービス自己負担金

あなたがホームで生活するのに、役所から制度で決まった払うべき金額が示されます。そのお金を毎月支払ってもらいます。

(3) ホームが立て替えたお金

あなたのために要した支払額を、事業所が立て替えたとき、そのお金をあなたに支払ってもらいます。

(4) 旅行の費用など、特別に必要なお金

いくら必要なかは、職員や世話人があなたに知らせますので、そのお金を支払ってもらいます。

6. ホームの生活で気を付けること

(1) 他の入居者の迷惑になる行為や事業所の職員に対しての暴言・暴力、しつこく体をさわったり義務のないことを要求、職員写真や動画撮影、録音等を無断でSNSなどに掲載するなどの迷惑行為をした場合は契約が終わりになります。

7. ホームの生活のことで気に入らないことがあるとき

(1) ホームには意見箱を用意し、定期的に回収し、皆さんの意見を聞くようにしています。

(2) ホームの生活のことで気に入らないことがあったら、まず、世話人に話してください。

(3) 世話人に話しても、よくならなかつたら、恵泉会グループホームの職員の苦情受付担当者に話してください。

(4) 担当者が、恵泉会グループホーム管理者と外の人で話を聞いてくれる恵泉

かいだいさんしやいいん やくしよ ふくしか ひと
会 第三者委員、役 所の福祉課の人に、あなたにホームの生 活で気に入らな
いことがあることを話します。

(5) 責任者の恵泉会グループホーム管理者や恵泉会第三者委員、役所の福祉課
の人は、あなたからくわしく話を聞きます。

(6) ホームでくわしく話を聞いてから、あなたの気に入らないことをなくすこと
をあなたといっしょに考えて、よくないことはなおします。

(7) それでも、あなたの気に入らないことが、よくなかなかつたら、つぎのところで
相談を受け付けてくれます。

ふくし りよう かん うんえいてきせいかいいんかい
福祉サービス利用に関する運営適正化委員会

でんわ
電話 0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4 ファックス 0 2 2 - 7 1 6 - 9 2 9 8

〒 980-0014 仙台市青葉区本町三丁目 7 - 4 (宮城県社会福祉会館 4 F)

けいせんかいだいさんしやいいん
恵泉会 第三者 委員

NO	氏 名	住 所	電話番号
1	まつむら ただし 松 村 正	*****	****-**-****
2	ちば ますみ 千 葉 ますみ	*****	****-**-****
3	いとう ひろし 伊 藤 浩	*****	****-**-****

(8) 第三者 評価 の実施有無については、次のとおりです。

- だいさんしやひようか じつし うむ
○法人 内 第三者 評価 実施している
- がいぶ きかん だいさんしやひようか じつし
○外部機関 第三者 評価 実施していない

これまでに書いてあることがわかりましたか。わからないところがあったら、このホームを管理する管理者に聞てください。

書いてあることがよくわかったら、説明をうけたことを確かめるため、つぎの利用者のところに名前を書いて印(はんこ)を押してください。

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

わたしは、この紙に書いてあることを恵泉会グループホームのサービス管理責任者から説明してもらい、その内容を理解しました。

りようしや
利用者

じゆう しよ
住 所

なまえ

いん
印

だいにん
代理人

じゆう しよ
住 所

なまえ

いん
印

りようしや かんけい
(利用者との関係)

じぎょうしや
事業者

めいしょう
名 称

しゃかいふくしほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

しょざいち
所在地

みやぎけん と め し はさまちようさぬまあざえあいさんちようめ
宮城県登米市迫 町佐沼字江合三丁目16-2

だいひようしや
代表者のなまえ

りじちよう
理事長

まつ ざか かつ し
松 坂 勝 司 印

じぎょうしよ
事業所

めいしょう
名 称

しゃかいふくしほうじん けいせんかい
社会福祉法人 恵泉会

けいせんかい
恵泉会グループホーム

しょざいち
所在地

みやぎけん と め し なかだちようあさみずあざはせやま
宮城県登米市中田町浅水字長谷山352-2

でんわ

0220-34-7901

していけいかくそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしよ
指定計画相談支援 重要事項説明書

しやかい ふくし ほうじん けいせん かい そうだん しえん じぎようしよ い か じぎようしよ
社会福祉法人恵泉会 はせやま相談支援事業所（以下、事業所）
とあなたが話し合い、サービス等利用計画をつくり、サービス等をつけて
利用できるようにするために、あなたに大事なことを説明します。

ここに書かれていることは、事業所と指定計画相談支援の約束を結ぼうと思っている
方へ、社会福祉法第 76 条と第 77 条を守り、事業所の紹介や事業所で行
う相談支援の内容、約束する上でご注意いただきたいことを説明するものです。

じぎようしよ
事業所では、あなたに対して障害者総合支援法に基づく
指定計画相談支援によるサービスを行います。

このサービスは、市町村から指定計画相談支援の支給決定を受けた方が
利用できます。

もくじ

1. 事業所の代表	2
2. 事業所の自己紹介	2
3. 事業所が働くところ	2
4. 事業所のあいている時間	2
5. サービスを行う相談支援専門員	2
6. サービスの記録	3
7. 苦情を聞きます	3

しやかい ふくし ほうじん けいせん かい そうだん しえん じぎようしよ
社会福祉法人恵泉会 はせやま相談支援事業所
とうじぎようしよ と め し してい とくてい そうだん しえん じぎようしよ
当事業所は登米市より指定特定相談支援事業者の
してい う
指定を受けています。
(と め し してい 0 4 3 1 2 0 0 0 7 0)

1. 事業所の代表

なまえ	社会福祉法人 恵泉会
ところ	宮城県登米市 迫町 佐沼字江合 3 丁目 1 6 番地 2
でんわ	0 2 2 0 - 2 2 - 1 1 6 0
代表する人のなまえ	理事長 松坂 勝司
はじまった月日	昭和 4 8 年 5 月 2 1 日

2. 事業所の自己紹介

しごとの種類	指定特 定相 談支 援事 業所 登米市 0 4 3 1 2 0 0 0 7 0 号
なまえ	はせやま相 談支 援事 業所
ところ	宮城県登米市中 田 町浅 水字長谷山 3 5 2 - 2
でんわ	0 2 2 0 - 3 4 - 7 9 0 1
管理する人	はせやま相談支援事業所の管理者 (恵泉会グループホーム施設長兼務)
はじまった月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
その他のしごと	

3. 事業所が働くところ

登米市全体

4. 事業所のあいている日・時間

あいている日	平日 (月～金曜日)
あいている時間	平日 (月～金曜日) 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

5. サービスを行う職員体制 (指定基準)

管理者 (施設長) 兼務	1 名
相談支援専門員	2 名

6. サービスの記録(契約書の第9条の4を見てください)

事業所では、あなたの記録や情報を大事に整理してとっておきます。
あなたから求められたときは、記録の内容をあなたへお見せします。

(コピー代を払っていただければコピーもします)

記録をとっておく期間は、指定計画相談支援によるサービスを行った
日から5年間です。

* 事業所にある記録については次のとおりです。

- (1) サービス等利用計画
- (2) アセスメントの記録
- (3) サービス担当者会議などの記録
- (4) モニタリング結果の記録
- (5) あなたの介護給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (6) あなたからの苦情の内容などの記録
- (7) 事故の状況と事故の対応についての記録

* 記録を見たり、コピーできる時間は事業所があいているときです

7. 気を付けること(契約書13条を見てください)

- (1) 他の入居者の迷惑になる行為や事業所の職員に対しての暴言・暴力、
しつこく体をさわったり義務のないことを要求、職員写真や動画
撮影、録音等を無断でSNSなどに掲載するなどの迷惑行為をした
場合は契約が終わりになります。

8. 苦情を聞きます(契約書第14条を見てください)

- (1) 事業所への苦情の受付及びサービス利用などのご相談

サービスについての苦情や意見、サービス利用に関するご相談は、次
に書いてある窓口で受け付けます。

< 苦情受付窓口 [相談支援専門員] >
 < 苦情解決責任者 [はせやま相談支援事業所の管理者] >
 < 受付時間 毎週月曜日～金曜日 平日 8:30～17:15 >

(2) 市町村その他不満を受け付けるところ

とめ し ふくし じむしょ 登米市福祉事務所 せいかつ ふくし か 生活福祉課 しょうがいふくし がかり 障害福祉係 ＊受給者証記載市町村の福祉事務 所及び福祉課	ところ とめ し みなみかたちようしんたかいしうら ばんち 登米市南 方 町新高石浦 1 3 0 番地 でんわ 0 2 2 0 - 5 8 - 5 5 5 2 F A X 0 2 2 0 - 5 8 - 2 3 7 5 ＊受給者証記載市町村の福祉事務所及び 福祉課の住所・電話番号
みやぎけん うんえい てきせい か いいん かい 宮城県運営適正化委員会	ところ せんだいし あおばく ほんちよう ちようめ ばん ごう 仙台市青葉区本町 3 丁目 7 番 4 号 (みやぎけん しやかい ふくし きよう ぎかい ない 宮城県社会福祉協議会内) でんわ 0 2 2 - 7 1 6 - 9 6 7 4 F A X 0 2 2 - 7 1 6 - 9 2 9 8

けいせん かい だいさん しや いいん
 恵泉会第三者委員

N O	し 氏	じゆう 住 所	でんわ ばんごう 電話番号
1	まつむら ただし 松村 正	*****	****-**-****
2	ちば ますみ 千葉 ますみ	*****	****-**-****
3	いとう ひろし 伊藤 浩	*****	****-**-****

※ 第三者評価の実施有無については、次のとおりです。

- ☐ ほうじん ない だいさん しや ひよう か
 法人内第三者評価
- ☐ がいぶ き かん だいさん しや ひよう か
 外部機関第三者評価
- じつし 実施している
 じつし 実施していない

かくにん び れい わ ねん がつ にち
確認日 令和 年 月 日

わたくし 私 は、この紙に書いてある大事なことを事業所から説明を受けました。
わたくし 私 は、指定計画相談支援サービスを受けることに同意しました。

りようしや
利用者

(じゅうしょ
住所)

(なまえ
名前)

印

だいにん
代理人

(じゅうしょ
住所)

(なまえ
名前)

印

(ぞくがら
続柄)

していけいかくそうだんしえん
指定計画相談支援によるサービスを始めるにあたり、今まで書かれてき
た重要な説明を行いました。

じぎょうしや
【事業者】

〒987-0511 みやぎけん とめし はさまちよう さぬまあざえあいさんちようめ
宮城県登米市迫 町佐沼字江合三丁目16-2

しゃかい ふくし ほうじん
社会福祉法人

けいせんかい
恵泉会

り じちよう
理事長

まつざか かつし
松坂 勝司

印

じぎょうしよ
【事業所】

〒987-0611 みやぎけん とめし なかだちよう あさみずあざはせやま
宮城県登米市中田町浅水字長谷山352-2

はせやま しょうだん しえん じぎょうしよ
はせやま相談支援事業所

せつめい しや
【説明者】

しょうだん しえん せんもん いん
相談支援専門員

印